

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年6月25日)

【 件 名 】

- 1 町村福祉事務所の設置に係る検討状況について

(福祉保健課) …… 1

- 2 「思いやり駐車場利用証制度 (仮称)」に係るパブリックコメントの実施結果等
について

(福祉保健課) …… 2

- 3 新型インフルエンザの県内発生後の状況について

(危機管理チーム、健康政策課) …… 5

福祉保健部

町村福祉事務所の設置に係る検討状況について

平成21年6月25日
福祉保健課

1 設置検討の趣旨及び現状

- 福祉に関するサービスは、地方分権の進展（市町村合併の進展、福祉・保健業務の市町村への移行等）や住民ニーズの多様化などに伴い、住民に最も身近な市町村で提供することが、住民サービスの向上につながると考えられる。
- このため、市と同様、生活保護等のサービスが、町村においても一元的に提供できる福祉事務所の設置について検討を進めている。

設置根拠：町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。（社会福祉法第14条第3項）

- 県内では、日吉津村、江府町、日南町が平成22年4月設置に向け、準備を進めている。

2 検討経過

- 各町村（町長又は副町長）に制度説明（H20年10月～12月）
- 県と市町村との行政懇談会で「町村福祉事務所の設置検討」を意見交換（H21年2月16日）
- 総合事務所（福祉保健局）と町村との勉強会を開催
- 先進地調査の実施
 - 島根県本庁（H20年11月、H21年3月・4月）島根県東出雲町（H20年11月）
 - 島根県飯南町（H21年2月）
- 島根県飯南町福祉事務所職員を招いた全町村対象の勉強会の開催（H21年5月）

3 今後の取組事項

- 平成22年4月設置の意向を表明している町村に対する個別支援の実施
 - 移管する業務に関する具体的な引継ぎ
 - 県福祉事務所における受入研修の実施
- 町村長から知事に対する協議（社会福祉法第14条第8項）
 - ※町村福祉事務所を平成22年4月に設置する場合は、平成21年9月末までに、町村長が知事の同意を得ることが必要
- 鳥取県福祉事務所設置条例の改正（21年度中）
- その他の町村に対する勉強会の継続実施及び情報提供

【参考】

○福祉事務所の設置により町村で実施される主な事務

事務区分	事務の概要	
	町村が従前から行っていた事務	福祉事務所設置により町村で実施される業務
生活保護	申請等の窓口業務	保護の決定・支援
児童福祉	保育の実施、子育て支援の実施	助産施設及び母子生活支援施設の入所決定
母子及び寡婦福祉	貸付金申請等の窓口業務	母子及び寡婦の相談・指導等
児童扶養手当	申請等の窓口業務	手当の認定・支給
特別障害者手当等		障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定・支給

○中国地方の町村福祉事務所設置の状況（平成21年4月1日現在）

島根県	全13町村が福祉事務所を設置
岡山県	全12町村のうち1町1村が設置
広島県	全9町のうち8町が設置
山口県	全7町のうち設置町村はなし

※その他全国の状況：奈良県1村、大阪府1町、鹿児島県2町

○町村福祉事務所設置により町村に置かれる職員

ケースワーカー：援護、育成又は更生の措置を要する者等の支援を行う。

※その他、福祉事務所長、ケースワーカーを指導する職員を配置（他業務との兼務可）

「思いやり駐車場利用証制度（仮称）」に係るパブリックコメントの実施結果等について

平成21年6月25日

福祉保健課

1 パブリックコメントの募集等

「思いやり駐車場利用証制度（仮称）」について、以下のとおり、その素案について県民から意見を募集しました。

- (1) 募集期間：平成21年5月1日（金）から5月29日（金）
- (2) 周知方法：福祉保健課ホームページ、新聞広告、県政だより、報道機関への資料提供、関係団体への通知
- (3) 受付件数：47件（メール21件、意見箱9件、ファクシミリ7件、口頭4件、電話4件、郵送1件）
- (4) 延意見数：71件

2 主な意見の概要と対応方針

(1) 制度の名称等について

項目	意見の概要	対応方針
制度の名称	「思いやり」という名称はよくない。 (理由) ・差別的感覚がある。 ・恩恵を与えるように聞こえる。 ・障害者自立の声が数多く聞かれる昨今においては、弱者といわれることに抵抗感をおぼえる。	案を再考し、鳥取県福祉のまちづくり推進協議会等でご意見を伺い、決定する。 (案) ・思いあい駐車場利用証制度 ・助けあい駐車場利用証制度 ・ゆずりあい駐車場利用証制度 ・サポート・カーポート駐車場制度 ・優先駐車場制度
制度の実効性	条例を制定し、罰則を設けてほしい。	制度開始時に条例を制定し、罰則を設けることは考えていない。 まずは、要綱で制度を創設し、一定期間経過後に検証を行う。

(2) 交付について

項目	意見の概要	対応方針
交付対象者の基準	(高齢者やけが人、妊産婦も対象者とする場合は) 逆に身体障害者から駐車場を取り上げてしまうことになるのではないか。やはり、車いす利用者を第一に優先することを忘れないで欲しい。	今回の制度案では、車いす利用者も含め、高齢者やけが人、妊産婦等で歩行が困難な方を交付対象としており、従来の幅3.5m以上の専用駐車スペースに加えて、幅2.5m以上～3.5m未満の駐車スペースも対象とすることにしている。幅3.5m以上のスペースを必要とする方にとっても利用しやすいよう、施設設置者には、なるべく両方を整備していただくよう協力依頼し、スペースの確保に努める。
	身体障害者以外に高齢者や妊産婦が利用できる制度はすばらしい。	
	障害者手帳は持っていないが、対象としてほしい。	
交付窓口	けが等で一時的に歩行困難な方について医療機関等で利用証を交付するようにはできないか。	関係機関のご意見を伺い、協力が得られる施設においては、短期間の利用についてのみ交付できることとする。

(3) 駐車スペースについて

項目	意見の概要	対応方針
駐車スペース	車いす利用者（幅 3.5m以上の駐車場が必要な方）だけの専用駐車スペースの設置をしてほしい。	今回の制度案では、車いす利用者も含め、高齢者やけが人、妊産婦等で歩行が困難な方を交付対象としており、従来の幅 3.5m 以上の専用駐車スペースに加えて、幅 2.5m 以上～3.5m 未満の駐車スペースも対象とすることとしている。幅 3.5m 以上のスペースを必要とする方にとっても利用しやすいよう、施設設置者には、なるべく両方を整備していただくよう協力依頼し、スペースの確保に努める。
駐車スペースの塗装	車いす利用者（幅 3.5m以上の駐車場が必要な方）用の駐車スペースと、その他の利用者用の駐車スペースとを、塗り分けてほしい。	県庁における幅 3.5m 以上の駐車スペースの色塗りについて、現在関係者のご意見をお聞きしながら検討しているところであり、その結果を踏まえ対応する。
駐車スペースの設置費用	制度専用の駐車場設置費用を県でみてほしい。	この制度は、すでに整備されている駐車場の適正利用を図ることを目的としており、新たな補助金を創設することは考えていない。 なお、民間施設のバリアフリー化を支援するため、「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」制度を設けており、身体障害者等用駐車場から玄関までの経路（スロープ）整備等について助成するなど、活用できる部分もあるので、併せて制度の周知を図る。

(4) 利用証について

項目	意見の概要	対応方針
利用証の種類	車いす利用者（幅 3.5m以上の駐車場が必要な方）用と、その他の利用者用と、利用証の色分けをしてほしい。	幅 3.5m 以上の駐車場が必要な方とその他の利用者用で利用証の色分けをすることは現時点では考えていないが、状況を見ながら今後検討する。
利用証の貸し出し	利用証を忘れたかたのために施設で利用証を貸し出しするようにはできないか。	貸し出し希望の申し出があった場合には、当該施設において専用利用証の貸し出しを可能とする。

3 今後のスケジュール（予定）

平成21年7月	市町村等へ交付窓口の協力依頼
平成21年8月上旬	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会開催、意見聴取
平成21年8月	制度最終決定
平成21年8月～	施設への協力依頼、協定締結
平成21年10月	制度開始

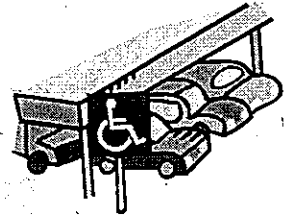
「思いやり駐車場利用証制度(仮称)」の導入について ご意見をお寄せください

『募集内容』

鳥取県では、身体等に障害のあるかたや高齢のかたなどで歩行が困難なかた、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難なかたなどが施設の専用駐車スペースを適切に利用できるよう、「思いやり駐車場利用証制度(仮称)」の導入を検討しています。

この制度の実施にあたっては、県民ひとりひとりの協力が必要ですので、制度の導入について皆様のご意見を募集します。

☞この制度の名称に対するご意見もお待ちしています。

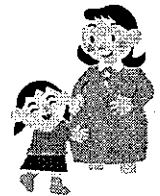


1 制度の概要(案)

「思いやり駐車場利用証制度(仮称)」は、真に必要とするかたにあらかじめ利用証を交付し、それを掲示した車だけが県と協定を結んだ施設の専用駐車スペースに駐車できるようにするものです。

(1) 利用証の交付対象者

- ・身体障害、知的障害、精神障害、または高齢や難病等により歩行が困難なかた
- ・けが人または妊産婦で一時的に歩行が困難なかた
- ・発達障害等により、歩行に介助者の特別な注意等を必要とするかた



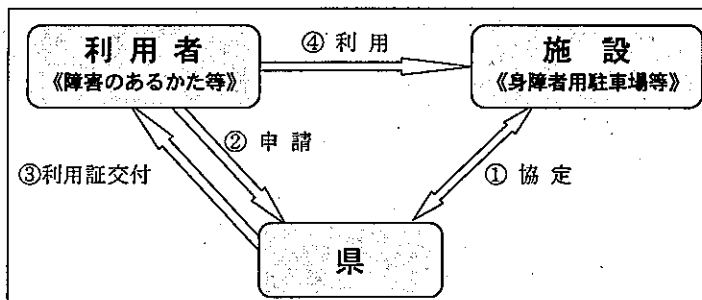
(2) 利用証の申請方法

- ・交付窓口(県庁福祉保健課、各総合事務所等)に本人または代理人が申請書および交付対象者であることが確認できる書類を提出(郵送も可)していただくこと、原則、即日交付されます。

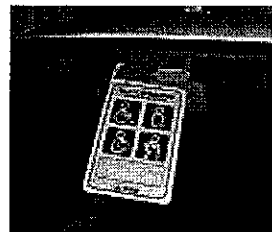
(3) 施設管理者の役割

- ・県と協定を結んだ施設管理者は、利用証を掲示していない車は専用駐車スペースに駐車しないよう案内表示等を行います。

〈制度の概要図〉



〈利用証掲示の様子〉



ルームミラー等に掲示

〈案内表示の例〉



施設に掲示

2 制度(案)の閲覧場所

県庁福祉保健課及び県民室、各総合事務所福祉保健局及び県民局、県立図書館、各市町村役場のほか、次のホームページからもご覧になれます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=69656>

3 ご意見の募集期間

平成21年5月1日(金)から平成21年5月29日(金)まで

4 ご意見の提出方法

(1) 提出先 鳥取県福祉保健部福祉保健課

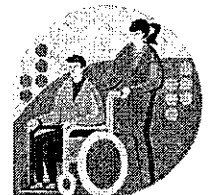
(2) 提出方法 次のいずれかでお願ひします。(様式は自由ですが、裏面もご利用ください。)

○ 郵 送 : 〒680-8570 (住所の記載は不要です。)

○ ファクシミリ : 0857-26-8116

○ 電子メール : fukushihoken@pref.tottori.jp

○ 意見箱への投函 : 県庁福祉保健課及び県民室、各総合事務所福祉保健局及び県民局、県立図書館に設置してあります。(市町村役場には応募用封筒[郵送料の負担はありません。]を備え付けていますので、ご利用ください。)



5 お問い合わせ先

鳥取県福祉保健部福祉保健課企画総務室 電話 : 0857-26-7142

新型インフルエンザの県内発生後の状況について

平成21年6月25日
危機管理チーム
健康政策課

< I 県内発生事例の経緯 >

これまでに、県内では2例の患者が確認されたが、いずれも感染拡大は防止できた。

1 感染等の状況

県内	感染確認者	2名（鳥取市1名、南部町1名）
	健康相談	これまでに4,336件（うち健康相談3,888件） ※その他県民室受付20件（6/21までの累計）
	PCR検査	これまでに15件（5/18～6/22までの累計）
国内	35都道府県 合計870名（6月23日午前8時現在、消防庁発表）	
国外	94の国・地域44,287人 うち死者180人 （6月19日午前7時現在WHO発表）	

2 県内発生1例目（6月10日に新型インフルエンザと確認）

(1) 概要

6月10日、発熱（38.3℃）及び頭痛があり、鳥取市内の医療機関を受診した患者について、県衛生環境研究所でPCR検査（遺伝子増幅検査）を実施したところ、新型インフルエンザウイルスが検出され、感染症指定医療機関に10日入院。症状が軽快し、14日退院。

(2) 患者の状況

8歳 女児（アメリカ合衆国在住）

(3) 県の対応

10日、対策本部を開催し、感染経路、接触者の特定が可能なため、以下の医療・社会対応を実施することを確認・決定。

ア 医療対応

(ア) 患者対応

感染症指定医療機関に入院のうえ治療を実施。

(イ) 濃厚接触者対応

積極的疫学調査を実施し濃厚接触者を特定（家族、医療関係者 計5名）。

同意を得た上で、抗インフルエンザウイルス薬を予防投薬。

→ 最終接触日より1週間の健康観察、外出自粛要請。

イ 社会対応

学校や福祉施設等の休校・休所、公立施設の休業、イベント等の自粛は行わない。

3 県内発生2例目（6月15日に新型インフルエンザと確認）

(1) 概要

6月15日、発熱、咽頭痛等があり、西部地区の医療機関を受診した患者について、県衛生環境研究所でPCR検査を実施したところ、新型インフルエンザウイルスが検出し、感染症指定医療機関に入院。症状は軽快し、23日退院。

(2) 患者の状況

41歳 男性（南部町在住）

(3) 県の対応

- ・ 15日、対策本部を開催し、県内発生1例目と同様の医療・社会対応を実施することを確認・決定（濃厚接触者は医療関係者等13名）。

※第1例目、第2例目ともに総合発熱相談センターに電話せず、直接医療機関を受診しており、医療機関において濃厚接触となった方があったが、外出自粛や予防投薬等を行い、感染拡大はなかった。

<II WHOによるフェーズ6への引上げについて>

6月12日、世界保健機関(WHO)は、警戒レベルを世界的な大流行である「フェーズ6」に引き上げた。

1 概要

メキシコ、米国をはじめ北半球を中心に続いてきた新型インフルエンザの人から人への感染拡大がオーストラリアなど南半球でも確認されたとして、WHOは警戒レベルを最高水準の「フェーズ6」に引き上げた。

WHOによれば、現状の深刻度は中程度であり、平静を保つよう要請。また、今回の引き上げは、国境の封鎖や旅行など人の移動の制限を求めるものではない。

2 県の対応

同日、対策本部幹事会を開催し、引き続き、柔軟な対策の継続と適切な医療の提供、医療体制の充実強化等に努めるとともに、県民には、過剰反応に陥らないよう広報することを確認。

<III 厚生労働省の運用指針の改定について>

6月19日、厚生労働省が新型インフルエンザ対策の運用指針を改定。今後、これを受けて本県の医療対応等の見直しを行う。

1 概要

厚生労働省は、秋冬に感染者が増加し蔓延する事態を想定し、現時点を準備期間と位置づけ準備を進めるため従来の運用方針を改定。改定のポイントは次のとおり。

- ① 感染拡大を防止するため行っていた入院措置は取りやめ、自宅療養を原則とすること。
- ② 発熱相談センターが発熱外来を紹介する形は改め、一般医療機関で受診可能とした上で、院内感染対策を徹底すること。
- ③ 患者発生状況の把握・監視は、個人単位から集団レベルに変更すること。
これに伴い、感染が疑われるケースで全員に行っていた遺伝子検査（PCR検査）は重症化するおそれがある者について優先的に実施。
- ④ これまで全ての患者についての治療経過をフォローしてウイルスの性状や臨床経過を確認してきたが、今後は約500箇所病原体定点医療機関での検体についてウイルスの解析を継続的に行い、病原性や薬剤耐性などの変化を調べること。
- ⑤ 検疫体制については、機内で症状があっても遺伝子検査を行わず、マスクを着用した上での帰宅を可能とすること。

2 県の対応

26日に予定されている厚生労働省の説明会、今後発出される予定の関係通知等確認の上、医療対応の見直し等を検討。